本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十四日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁

スリランカ民主社会主義共和国特命全権大使
ワサンタ・クマール・ジャヤデーワ・カランナーゴダ閣下

付　表

1 事業計画名	2 供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 大コロンボ圏送配電損失率改善計画	百五十九億四千百万円			
		○・三	十年の据置期間の後三十年	七年
コンサルタントに対する支払部分		○・○一		
2 国道主要橋梁（りょう）建設計画	百二十三億八千百万円			
		○・二	十年の据置期間の後三十年	八年
コンサルタントに対する支払部分		○・○一		
3 国道土砂災害対策計画	七十六億千九百万円			
		一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
コンサルタントに対する支払部分		○・○一		
4 アヌラダプラ県北部上水道整備計画（フェーズ1）	五十一億六千六百万円			
		一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
コンサルタントに対する支払部分		○・○一		
総額	四百十一億七百万円			

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十四日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国特命全権大使
ワサンタ・クマール・ジャヤデーワ・カランナーゴダ

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁閣下

○農林水産省告示第八百九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、財団法人食品環境検査協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
東京都中央区京橋三丁目七番四号	東京都江東区新木場二丁目一〇番三号

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市内郷白水町川平一三〇の一二、一三〇の一三、入山一三五の五、一七〇の三、一七三の一、広畑二二三の一、二二三の二八、内郷宮町峰根六六の一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

川平一三〇の一二、一三〇の一三、入山一三五の五、一七〇の三、一七三の一、広畑二二三の一、二二三の二八、峰根六六の一〇（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市内郷高坂町**簀**ケ作一二九の二三九（国有林）、一二九の九から一二九の一一まで、一二九の三五、一二九の三六、一二九の四一から一二九の四四まで、一二九の二〇三、一二九の二〇五、一二九の二〇六、一二九の二〇八、内郷高野町杉平三八の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市常磐上湯長谷町長倉八〇の二、八一の六二、常磐白鳥町上ノ原二の一、三の一、三の四、常磐三沢町館下二一、傾城作一〇八、常磐水野谷町千代鶴二三四、二三五、竜ケ沢三〇八の三、常磐関船町上関三七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

千代鶴二三四・二三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は択伐による。